

令和4年台風第14号により被災した  
広島修道大学入学試験受験生に対する諸納付金の減免について

令和4年台風第14号により被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本学では受験生のうち、当該台風により災害救助法が適用された地域に、受験生本人もしくは主たる家計支持者（学資負担者）が居住しており、本学が指定する被害状況に関する基準に該当する被災者に対し、次のとおり諸納付金（入学検定料、入学金、授業料または在学科、施設設備資金）の減免を行います。

【入学検定料の返還】

1. 返還対象となる入学試験	広島修道大学が2022年度に実施する災害救助法適用日（※2022年9月18日）以降に出願受付中のものから2023年3月31日までに実施する学部入学試験・大学院入学試験（2023年度入試）
2. 対象となる被災内容	被災により次のいずれかに該当する場合 (1) 主たる家計支持者の死亡又は行方不明 (2) 主たる家計支持者の6ヶ月以上の長期療養中又は重度の障害 (3) 主たる家計支持者が所有し居住する家屋の全壊、大規模半壊又は半壊の被害 (4) 主たる家計支持者の失業等による著しい収入減 注) 主たる家計支持者とは、保護者またはこれに代わる者とします。
3. 申請の方法	入学試験要項に定めている出願書類とともに下記の申請書類を同封し、原則として出願期間内に郵送してください。通常の出願手続により入学検定料は一旦納入していただきますが、申請書類の確認が終わり次第、指定の口座に全額返還します。 *申請書類について、提出が難しい場合は出願期間内に入学センターまで問い合わせてください。
4. 申請書類	(1) 入学検定料返還申請書（所定用紙） (2) 被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）（上記2の(1)に該当する方） (3) 医師の診断書（写し）（上記2の(2)に該当する方） (4) 被災証明書（写し）（上記2の(3)に該当する方） (5) 入学検定料等返還口座振込依頼書（所定用紙）（口座番号等の確認ができる通帳の写しを添付） (6) 上記2の(4)に該当する場合は、入学センターまで必ずお問い合わせください。
5. 入学検定料の返還時期	本学への入金および申請書類を確認のうえ、返還します（試験実施から約1か月後）。 *支払手数料・振込手数料は返還の対象外です。

【入学金の返還および2023年度前期分諸納付金の減免】

1. 減免対象者	上記入学検定料の返還対象者であり、合格者のうち本学の学部または大学院に正規学生として <u>入学した者</u>
2. <u>入学金</u> について	通常の出願手続により一旦納入していただきますが、申請書類と本学への入学を確認した後、指定の口座に全額返還します。
3. <u>2023年度前期分諸納付金</u> について	本学への入学を決定した者に対して前期分の授業料（大学院生は在学科）、施設設備資金を全額免除します。 <u>入学手続き時に払い込む必要はありません。</u>
4. 入学金の返還時期	2023年5月中旬頃を予定しています。 *振込手数料は返還の対象外です。
5. 申請書類等の提出方法	申請書類等の提出方法や期限については、合格発表時に別途お知らせします。

（その他）

次の場合は、減免された金額について減免を取り消し、全額納付することになります。

1. 在学中に学則に定める処分を受けたとき
2. 申請書類に虚偽の申告をするなど、要件を満たさない出願および入学手続をして減免を受けたことが判明したとき

◆問い合わせ先・申請書類送付先

広島修道大学 入学センター 〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1 電話 082-830-1100